

仕 様 書

1. 件名

令和7年度 国際的なイベントを活用した観光PRに係る広告掲出等業務委託

2. 目的

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、インバウンドの誘客を一層促進するため、世界各国から注目が集まる国際的なイベントの機会を捉え、観光都市としての東京の魅力を効果的に発信する観光プロモーションを実施する。本事業はその一環として2025年に東京で開催される「東京2025世界陸上競技選手権大会（略称：東京2025世界陸上）」【開催期間：令和7年9月13日から21日】及び「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025（略称：東京2025デフリンピック）」【開催期間：令和7年11月15日から26日】（以下併せて「本大会」という。）を積極的に活用し、全世界に向けた東京ブランドの認知及びロイヤリティ向上と、更なる訪都旅行の促進につなげる。

3. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

TCVBの指定する場所

5. 全体運営

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、下記「東京のブランディング戦略」のとおり、ブランディング戦略を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の実施にあたること。なお、アイコンについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo」について】

<https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

【Tokyo Tokyo 公式WEBサイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

(2) アイコンの活用について

ア 本仕様書にて規定する制作物（ギフト等）については、特に指定のない限り、原則として支給されたアイコンを使用したデザインとすること。支給されたアイコ

ンデータは、本仕様書で規定する制作物、並びに TCVB が別途指示する制作物の制作以外の目的には、許可なく使用しないこと。

- イ 東京のブランディング戦略の観点から、アイコンを利用した全ての制作物について、東京都が指定するクリエイティブディレクターが監修・確認を行う。確認に要する期間も考慮し、スケジュール作成には十分な余裕を持つこと。また、受託者はクリエイティブディレクターと密接に連携し進めること（監修にかかる経費は本委託に含まない。）。

(3) スポーツを活用した東京観光 PR 映像の活用について

「令和 4 年度スポーツを活用した東京観光 PR 映像の制作委託」にて制作した映像は、効果的に活用できるシーンがあれば活用可能である。掲出媒体の特性をふまえた展開を検討すること（活用する際の動画データは受託後 TCVB より、MP4/MOV 形式にて提供する。）。

<https://www.youtube.com/watch?v=X175Jv8CuCM>

https://www.youtube.com/shorts/_WQaCDYKBuU

(4) イラストや写真等の素材について

制作物でイラストや写真等を使用する場合、素材についての購入、使用許可等に係る経費は全て本委託費に含めること。なお、TCVB で管理している写真素材（オフィシャルウェブサイト GO TOKYO <https://www.gotokyo.org/photo/ja/index> 参照）は自由に使用可能だが、それ以外についても積極的に活用すること。また、素材においては、東京 2025 世界陸上及び東京 2025 デフリンピックの大会スポンサー等以外の第三者又は第三者の製品若しくはサービスにかかるロゴ、シンボル、エンブレム、製造者名その他の標章（以下「ロゴ等」という。）にマスキング等の加工処理を施すなど行うこと。

6. 委託内容

(1) 全般について

- ア 受託者は、本大会を契機に訪都した海外旅行者に的確に東京の魅力が伝わるよう、次項以降に記載の委託内容を全て実施すること。
- イ 受託者は各業務の年間スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。
- ウ 業務の詳細について、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- エ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- オ 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- カ 東京都及び TCVB が令和 7 年度に別途実施する観光プロモーション事業との有機的な連携を確保し、事業を進めること。
- キ 必要に応じて、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「世界陸上財団」という。）及び公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（大会運営組織や東京都庁各局等）と

も綿密に連絡・連携を図り、事業を遂行すること。

- ク 広告掲載に伴う広告の印刷、広告掲出作業及びそれに伴う設営撤去にかかる費用や、広告媒体の購入費用も本委託費に含めること。本仕様書にて指示する広告の製作費用は、本委託費にすべて含むものとする。
- ケ 広告ごとに2回程度TCVBの校正を受け、制作・掲出を行うこと。また、制作過程において、大会主催者等関連団体の考査の必要性を調査し、適宜対応すること。
- コ 広告媒体及び広告掲出施設において、広告掲出の確認を行うこと。また、期間中にパネルなどの広告の破損・汚損等があった場合は、速やかに修復対応を講じること。
- サ 訴求対象となるターゲット層への知見が深く、ターゲット層に向けた広告デザインの制作または監修経験の実績を有する者を体制に含めること。

(2) 共通ルックの作成

以下の条件を満たすTokyo Tokyoアイコンと本大会の要素を入れた共通ルックを作成すること。

- ア 広告デザイン・制作については、東京を訪れる海外メディア及び本大会観戦者等を中心とした訪都外国人の嗜好や特性に合ったデザイン・サブコピー等を制作すること。また、2025年に東京で開催される東京2025世界陸上、東京2025デフリンピックの機会をとらえた効果的な観光PRとなるよう、本大会のコアグラフィックスの要素を取り入れること。コアグラフィックスについては別紙2を参照すること。
- イ レイアウトについては、別紙2を参照し、基本フレーム（縦長バージョン、横長バージョン）の灰色部分に観光PR要素のデザインを入れて、全体が調和したデザインにすること。（東京2025世界陸上及び東京2025デフリンピック部分のグラフィックは必要に応じてリサイズのみ可能とし、原則としてデザインの変更は行わないこと。）
- ウ 後述する屋内・屋外広告の掲出に必要なリサイズ対応や動画の制作を行うこと。
- エ 納品後、リサイズの必要が出てきた場合は対応すること。
- オ 本事業で制作したビジュアルやコピー等は、令和7年度末まで、TCVB及び東京都が別途行うPRにおいても活用することを前提に、必要な権利処理等を行い、編集可能なデータを納品すること。

(3) 国内の国際空港エリアでの屋内・屋外広告の掲出

原則として(2)で作成したビジュアルを用いて、本大会の開催期間中において、大会開催に伴い訪都する海外メディア及び外国人旅行者の利用者数の増加が見込まれる東京国際空港（羽田空港第3ターミナル）や成田国際空港エリア（空港駅から各ターミナルまでの導線も含める）にて、屋外または屋内広告を掲出すること。なお、5(3)で示す東京観光PR映像の活用がふさわしい媒体を一部含むことも可能とする。

- ア 屋内または屋外広告の掲出場所、掲出期間、広告面積、露出回数等から最も効果的なものを選定し、実施すること。事業効果の観点から複数媒体を組み合わせた掲出も可能とする。
- イ 掲出期間は9月～11月末の3か月間とすること。

ウ 原則として履行確認用の写真を撮影し、掲出開始後速やかに報告すること。

(4) 交通広告等（現地媒体）への広告掲出

原則として（2）で作成したビジュアルを用いて、大会の開催期間中において、空港あるいは主要宿泊エリアから大会会場までの動線となる主要ターミナル駅や本大会が実施される主要競技会場の最寄り駅等で、海外メディア及び本大会観戦者等を中心とした訪都外国人に対し、効果的な東京のイメージ訴求が見込まれる媒体にて、以下の通り広告を掲出すること。なお、5（3）で示す東京観光 PR 映像の活用がふさわしい媒体を一部含むことも可能とする。

ア 以下ウの表を参照のうえ適切な媒体を複数組み合わせる実施すること。媒体名、掲出場所、掲出時期、広告面積、露出回数等から最も効果的なものを選定し、実施すること。

イ 掲出にあたり、大会運営組織等関連団体の考査の必要性を調査し、適宜対応すること。

ウ 広告掲出対象駅等及び掲出期間は以下の通りとすること。

下記のとおり駅等を想定しているが、他に効果的に訴求が可能な駅等があれば提案し、TCVB の確認の上、実施すること。

広告掲出対象駅等	期間
ターミナル駅 3 駅程度（新宿駅、渋谷駅、池袋駅等を想定）	9 月 1 日から 11 月末 （本大会）
国立競技場周辺駅（都営地下鉄国立競技場駅、東京メトロ外苑前駅、JR 千駄ヶ谷駅、国立競技場周辺のバス停を想定）	9 月 1 日から 9 月末 （東京 2025 世界陸上）
デフリンピック会場周辺駅（JR 千駄ヶ谷駅、東京メトロ辰巳駅、京王線飛田給駅、東急線駒沢大学駅等を想定）	11 月 1 日から 11 月末 （東京 2025 デフリンピック）

エ 原則として履行確認用の写真を撮影し、掲出開始後速やかに報告すること。

(5) 効果測定

上記 6（3）及び（4）の業務について、広告の表示回数、視聴回数等、適切な指標を KPI として設定し、報告すること。また、その結果に応じた改善策を可能な範囲で実施すること。

(6) ギフト等の製作

ア 本大会の機会を活用して、大会関係者向けに東京観光を想起するギフトを製作し、東京の魅力の拡散と訪都観光の促進を図ること。

イ 異なるターゲットに 3 種類程度、それぞれ数百～数千個単位での制作を予定しているが、個数、品目、納期及び費用の上限等詳細条件は別紙 3 を参照すること。ターゲット別に決定し制作を進めること。

ウ 既存の東京ブランドグッズ（ボールペン、メモ帳、クリアファイル、ビニールバッ

- グ、ステッカー等) と重複しない品目とすること。
- エ 品目は東京観光を想起しやすいデザインを採用すること。
- オ TCVB からの要望に応じ、サンプルを提示し、確認を受けること。サンプル数は校正ごとに各品目 5 個程度とすること。
- カ ギフトについては、大会主催側の考査に適宜対応すること。考査はデザインデータ確認、サンプル (校正) 2 回を想定すること。またサンプル確認のリードタイムはそれぞれ 1 週間～2 週間程度を想定すること。
- キ 廃プラスチックの発生を抑制するため、素材は可能な限りプラスチックを使用せず、やむを得ない場合は、再生プラスチックを利用する等、プラスチックの持続可能な利用に配慮すること。
- ク 製作にあたっては、「東京都グリーン購入ガイド (2024 年度版本文)」を遵守すること。遵守事項は製作するノベルティに該当する項目の水準 1 とする。
【東京都グリーン購入ガイド (2024 年度版本文)】
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green
- ケ 納品先は都内 3 か所程度を想定すること。

7. 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、TCVB 担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届 (別紙 1)

イ 実施報告書

ウ 各種制作物デザインデータ

Adobe PDF データ (.pdf) 及び編集可能なデータ (拡張子 eps、ai 等)

電子データにて納品すること。

※効果測定結果等を含む。

8. 秘密の保持

受託者は、第 9 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9. 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承認を得た事項については、この限りではない。

10. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****第 14 に定めるところによる。

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx」。

1 1. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 2. 知的財産について

東京 2025 世界陸上に関するすべてのマーケティング権は、世界陸上競技連盟（WA）が独占的に保有しており、東京 2025 世界陸上に関する知的財産の使用にあたっては、WA の承認が必要となる。このため、東京 2025 世界陸上の知的財産を活用した広告・宣伝・プロモーション活動、ブランド露出にあたっては、世界陸上財団をはじめとする関係者とよく連携を図ること。また、世界陸上財団が公開している「東京 2025 世界陸上競技大会権利保護ガイドライン」

(https://assets.aws.worldathletics.org/document/666a82b343537c864dac2654.pdf?_gl=1*1ssyebu*_ga*MTg4Njc0Mzg3My4xNzMwNzAzMDgw*_ga_7FE9YV46NW*MTczNDA20Tc2MS4yMS4xLjE3MzQwNzMyNjAuMC4wLjA.) や「マーケティング権に関する特約事項」

(https://assets.aws.worldathletics.org/document/66792e83cb7c84f758c7ea3e.pdf?_gl=1*e14e91*_ga*MTg4Njc0Mzg3My4xNzMwNzAzMDgw*_ga_7FE9YV46NW*MTczNDA20Tc2MS4yMS4xLjE3MzQwNzI5NzAuMC4wLjA) を参照の上、WA の権利を侵害することがないように TCVB、東京都及び世界陸上財団に確認し、適切に対応すること。

1 3. 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」***に定められた事項を遵守すること。

*https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyokou.pdf

**https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf

***https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyoyo_0122.doc

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****を遵守すること。

****https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

- (3) 本件における「個人情報」として、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち、TCVB 職員を含めた関係者の氏名／メールアドレス等に特に留意すること。また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（ユーザーID やアカウント名等）も同様に個人情報とみなす。
- (4) 本事業の遂行にあたり第9により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1 4. その他

- (1) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては TCVB と協議のもと進めること。
- (4) 本事業は、令和 7 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立 し、令和 7 年度 TCVB 収支予算が令和 7 年 3 月 31 日までに TCVB 評議員会で承認された場合において、令和 7 年 4 月 1 日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電 話：03-5579-2683
--